事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外の廃棄物)

種類	受入条件
紙くず	① 業種により産業廃棄物に分類される紙くずは清掃センターでは受け入れできません。 ② リサイクル可能な紙類(シュレッダーされた紙、機密書類等も含む)については、 概ね10kgまで清掃センターで受け入れを行います。10kgを超える場合は、 古紙業者等へ処理を委託してください。 ③ 一般廃棄物(可燃ごみ)の中に、シュレッダーされた紙や、リサイクル可能な 紙類が多量(概ね10kg超)に含まれている場合は、すべて持ち帰っていただきます。
木くず・草	 ① 三島市清掃センターでは、造園業者又は事業者自ら伐採した木や剪定枝等は、 焼却炉の処理能力上、受け入れができませんので、株式会社三島チップ(リサイクル) や株式会社東部処理(焼却)等の一般廃棄物処分業者へ処理を委託してください。 ② 木製の家具類については、金属やガラス、ウレタンなどの産業廃棄物に分類される ものを分離したものは、清掃センターで受け入れを行います。 ③事業活動に伴い発生した刈草については、焼却施設の処理能力上、1事業者1日あたり 概ね4トンまで清掃センターで受け入れを行います。
繊維くず	① 天然繊維(木綿、絹、麻、羊毛など)でできた毛布、じゅうたん、衣類等に限り 清掃センターで受け入れを行います。 ② 本畳は受け入れ可能ですが、焼却炉の性能上、30cm四方程度に細かく破砕 されていない畳については、受け入れできません。また、建物の解体に伴って 生じた畳は、産業廃棄物に該当するため受け入れできません。
動植物性残渣	① 飲食店等から排出される動植物性残渣又は厨芥類は、清掃センターで受け入れを 行います。ただし、ごみとして排出する前に <u>水切りを徹底</u> してください。 ② 廃食用油は産業廃棄物になりますので受け入れできません。